

産地確立交付金 一問一答（素案）

平成21年1月

■対策全般

- Q1 何故、産地づくり交付金を産地確立交付金に見直すのですか。
- Q2 産地確立交付金の事業実施期間は、産地づくり交付金と同様に3カ年の対策ですか。
また、産地づくり対策の第2ステージの延長となるのですか。
- Q3 新需給調整システム定着交付金及び稲作構造改革促進交付金はどうなりますか。
また、産地確立交付金との融通は可能ですか。

■対象作物

- Q4 調整水田等不作付地は、生産調整の実効性確保のために有効な手段であるため、助成対象外とする場合にあっても、経過措置の設定や助成単価の削減にとどめるなど、柔軟な対応が必要ではありませんか。
- Q5 「調整水田等不作付地を助成対象から除外」の「等」とは何をさしますか。
- Q6 景観形成作物や地力増進作物は、従来どおり助成対象としてよいですか。
- Q7 生産調整の拡大部分や調整水田等不作付地などに対し、水田等有効活用促進交付金の対象作物（麦・大豆・飼料作物、米粉・飼料用米）以外の作物作付を行った場合は、産地確立交付金で助成してもかまいませんか。
- Q8 20年産において、緊急一時金で新たに生産調整を拡大した部分は、水田等有効活用促進交付金（促進交付金）の対象とするべきではありませんか。

■交付要件

- Q9 「著しく高い助成単価のは正」とは、どのように見直しを行うのですか。全国一律の額面の単価で判断せず、県や地域協議会の裁量とするべきではありませんか。
- Q10 地域で目的や効果を考慮して設定した、「担い手加算」、「団地加算」、「重点作物の振興加算」及び「品質向上加算」等についても、是正すべき単価の算定に含めるのですか。
- Q11 水田等有効活用促進交付金と産地確立交付金の助成単価に格差が生じないよう、一体的な活用ができるようにするべきではありませんか。
- Q12 水田等有効活用促進対策の対象水田に対し、「品質向上加算」、「団地化加算」、「担い手集積加算」などの上乗せ助成（加算）ができるようになりますか。

■交付額の算定

Q13 産地確立交付金の都道府県別配分はどのように行うのですか。「調整水田等不作付地への助成の見直し」や「著しく高い助成単価の是正」は、配分要素として反映されますか。

Q14 20年度末における産地づくり交付金の活用残額はどうなりますか。21年度までの対策として計画的に活用するため、21年度への繰越額として活用できるようにするべきではありませんか。

■事務手続

Q15 営農計画書の様式は変更されますか。1月以降、農業者との打合せに営農計画書を使用するので、早急に様式例を提示できませんか。

Q16 産地づくり計画書の承認と交付金（協議会運営費含む）の交付が遅く、地域の業務に支障をきたしていることから、産地確立交付金では速やかな事務の執行が図られるよう改善を行うべきではありませんか。

Q17 県・地域協議会ともに事務処理に追われるため、事務の軽減をお願いします。特に、協議会会員や事業名の変更など簡易なものに対する規約変更は不要にするなど事務の軽減を図るべきではありませんか。

Q18 都道府県別の産地確立交付金の配分予定額や本対策の概要、要綱・要領案の提示など、今後のスケジュールはどうなりますか。

■その他

Q19 地域水田農業ビジョンは新たに作成する必要がありますか。また、見直しを行う場合、その方向や目標年度の設定等に対して指示がありますか。

Q20 産地づくり交付金の減額ルールは、産地確立交付金においても変更ありませんか。

Q21 水田農業構造改革推進交付金はどうなりますか。また協議会運営費について、その取扱は変わりますか。

Q22 転作面積が拡大基調にある中、都道府県・地域協議会の事務が増加しているので、人件費など確認事務に係る経費の支援強化を図ってもらえませんか。

Q23 21年度からの産地確立交付金への移行に際し、20年度に計画した翌年度払いについてはどうになりますか。

Q24 16～18年度の産地づくり交付金における残余額の取扱はどのようになりますか。

Q25 昨年度、新需給調整システム定着交付金を活用し、都道府県別の需要量情報について、都道府県間調整を行ったところですが、21年度に向けての取扱はどのようになりますか。

Q26 何故、地域協議会において、新たに内部監査実施規程を整備するのですか。

産地確立交付金 一問一答（素案）

平成21年1月

1 対策全般

Q 1 何故、産地づくり交付金を産地確立交付金に見直すのですか。

A 1 産地づくり交付金は、生産調整のメリット措置と地域水田農業ビジョンの達成に向けた支援策として措置されてきたところですが、近年の穀物需給のひっ迫等による国産穀物の安定供給の要請に対応し、食料自給力・自給率の向上に向けて取り組むとともに、生産調整面積の拡大に伴う生産調整の円滑な推進を図るため、新たに食料自給力・自給率の向上を主眼とした水田等有効活用促進交付金を創設したところです。

また、産地づくり交付金についても、その基本的な考え方を踏襲しつつ、水田の有効活用の観点から「調整水田等不作付地への助成の見直し」、交付金の有効活用の観点から「著しく高い助成単価の是正」について、見直しを行うこととしたところです。

Q 2 産地確立交付金の事業実施期間は、産地づくり交付金と同様に3カ年の対策ですか。また、産地づくり対策の第2ステージの延長となるのですか。

A 2 平成21年度から23年度までの3カ年の対策です。

また、新たに食料自給力・自給率の向上を目的に加え、対策内容等を見直すこととしたことから、第3ステージへの移行ということになります。

Q 3 新需給調整システム定着交付金及び稻作構造改革促進交付金はどうなりますか。
また、産地確立交付金との融通は可能ですか。

A 3 新需給調整システム定着交付金については、産地確立交付金において、本体と併せた3カ年の対策として措置するものです。

なお、稻作構造改革促進交付金についても、21年度は実施することとなっていますが、22年度以降の取扱については、今後検討することとなっています。

また、産地確立交付金との融通は、これまでどおり、それぞれ可能としています。

2 対象作物

Q 4 調整水田等不作付地は、生産調整の実効性確保のために有効な手段であるため、助成対象外とする場合にあっても、経過措置の設定や助成単価の削減にとどめるなど、柔軟な対応が必要ではありませんか。

A 4 調整水田等不作付地については、水田等有効活用促進交付金の創設に伴い、食料自給力・自給率の向上に資する観点から、原則、助成対象外としますが、地域からの意見を踏まえ、経過措置として、23年度を助成最終年として、地域への配分額の範囲内で、計画的に助成面積・単価を削減することも可能とします。

Q 5 「調整水田等不作付地を助成対象から除外」の「等」とは何をさしますか。

A 5 自己保全管理、水田預託（保全管理）、補償田、被災田などの不作付地を想定しています。

Q 6 景観形成作物や地力増進作物は、従来どおり助成対象としてよいですか。

A 6 構いません。

Q 7 生産調整の拡大部分や調整水田等不作付地などに対し、水田等有効活用促進交付金の対象作物（麦、大豆、飼料作物、米粉・飼料用米）以外の作物作付を行った場合は、産地確立交付金で助成してもかまいませんか。

A 7 構いません。

Q 8 20年産において、緊急一時金で新たに生産調整を拡大した部分は、水田等有効活用促進交付金（促進交付金）の対象とするべきではありませんか。

A 8 20年産において、緊急一時金を活用し、生産調整の活動に取り組んだ地域は、食料自給力・自給率の向上に先駆的に取り組んだ地域と考えられることから、①緊急一時金による20年産の作付拡大や低コスト試験の取組の継続、②生産調整の拡大という同一目的の助成金である緊急一時金との重複の調整を条件に、促進交付金の対象とします。
なお、具体的には、緊急一時金で作付拡大した地域の産地確立交付金からその相当額を削減（配分額から翌年へ繰り越し）する方向で検討しています。

3 交付要件

Q 9 「著しく高い助成単価の是正」とは、どのような見直しを行うのですか。全国一律の額面の単価で判断せず、県や地域協議会の裁量とするべきではありませんか。

A 9 産地確立交付金の効果的な活用を図る観点から、著しく高い助成単価の是正を図ることとしています。
なお、具体的な是正の方法は、ガイドラインに都道府県協議会が都道府県内の地域協議会の中で、著しく高い助成単価を設定している地域協議会に対して、助成単価を計画的に是正するよう指導することを明記することとし、都道府県協議会は実施方針に著しく高い助成単価を設定している地域協議会に対する是正方法等を記載の上、地域協議会の産地づくり計画書を審査する段階で指導する手法を検討しています。

Q10 地域で目的や効果を考慮して設定した、「担い手加算」、「団地加算」、「重点作物の振興加算」及び「品質向上加算」等についても、是正すべき単価の算定に含めるのですか。

A10 産地確立交付金でも地域の創意工夫を活かすという、従前の考え方を基本的に踏襲しますが、著しく高い助成単価については是正を図ることとしています。

なお、その判断の基準となる単価については、都道府県協議会ごと設定している新需給調整システム定着交付金及び地域で設定している品質向上加算(数量助成に限る)を除く、全ての単価（基本、加算含む）の合計を作物ごとに算定し、判断していただきたいと考えています。

Q11 水田等有効活用促進交付金と産地確立交付金の助成単価に格差が生じないよう、一体的な活用ができるようにするべきではありませんか。

A11 産地確立交付金は既存の生産調整実施部分、水田等有効活用促進交付金は新たな生産調整拡大部分を助成対象とする基本的な役割分担を踏まえ、両交付金を相互に活用（融通）することはできません。

Q12 水田等有効活用促進対策の対象水田に対し、「品質向上加算」、「団地化加算」、「担い手集積加算」などの上乗せ助成(加算)ができるようになりますか。

A12 水田等有効活用促進対策と産地確立交付金は、それぞれの役割が異なることを踏まえ、水田等有効活用促進対策の助成対象となる水田に対して、産地確立交付金を交付することはできません。（當農計画書上も区別できるよう様式例を改正）

なお、水田等有効活用促進対策においては、交付総額の範囲内で、地域で単価調整を行うことが可能となっています。

4 交付額の算定

Q13 産地確立交付金の都道府県別配分はどのように行うのですか。「調整水田等不作付地への助成の見直し」や「著しく高い助成単価の是正」は、配分要素として反映されますか。

A13 21年度の産地確立交付金の都道府県別配分については、20年度の産地づくり交付金の配分の考え方を基本的に踏襲し、これまでの取組の継続性を考慮しますが、新需給調整システム定着交付金の一定部分については、県間調整への活用や激変緩和に配慮するとともに、生産調整の取組状況等の観点を踏まえて算定したところです。

なお、「調整水田等不作付地への助成の見直し」部分の都道府県別配分については、19年度の交付実績額等を算定要素として、調整（減額）しています。

Q14 20年度末における産地づくり交付金の活用残額はどうなりますか。21年度までの対策として計画的に活用するため、21年度への繰越額として活用できるようにするべきではありませんか。

A14 生産調整の着実な拡大の取組に対応するため、産地づくり交付金については、翌年度への繰越・活用を認めてきたところですが、21年度以降、生産調整の拡大部分は、基本的に水田等有効活用促進交付金で対応することとなったため、20年度末における活用残額については、麦・大豆等の翌年度払や水田等有効活用促進対策で対象外となる地域振興作物の作付拡大への助成以外に、活用する必要性はなくなるものと考えています。

なお、活用残額については、翌年度に繰越後、都道府県協議会で別管理を行うこととし、地域協議会における翌年度払などに活用した後、年末には、最終残額として額を確定させることを想定しています。（最終残額の扱いについては別途指示する予定。）

5 事務手続

Q15 営農計画書の様式は変更されますか。1月以降、農業者との打合せに営農計画書を使用するので、早急に様式例を提示できませんか。

A15 営農計画書の様式例については、一部改正を行うこととしていますが、現行の様式例から大きく変えない予定です。なお、様式例は早急に提示します。

Q16 産地づくり計画書の承認と交付金（協議会運営費含む）の交付が遅く、地域の業務に支障をきたしていることから、産地確立交付金では速やかな事務の執行が図られるよう改善を行うべきではありませんか。

A16 21年度以降も、基本的に産地づくり交付金の考え方や手続きを踏襲することとしているところですが、産地確立交付金における計画審査事務や執行事務が速やかに行われるよう引き続き改善を図ります。

Q17 県・地域協議会ともに事務処理に追われるため、事務の軽減をお願いします。特に、協議会会員や事業名の変更など簡易なものに対する規約変更を不要にするなど事務の軽減を図るべきではありませんか。

A17 事務量の軽減に向けた検討は進めますが、規約など本対策の骨格となるものについては、厳格な運用が必要と考えます。

Q18 都道府県別の産地確立交付金の配分予定額や本対策の概要、要綱・要領案の提示など、今後のスケジュールはどうなりますか。

A18 今後のスケジュールについては、適宜、お知らせする予定ですが、現在のところ、次のとおり予定しています。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ・産地確立交付金の都道府県別配分予定額の内報 | 1月上旬（概算決定後） |
| ・産地確立交付金の一問一答（素案）の提示 | 1月上旬（概算決定後） |
| ・産地確立交付金の概要の提示 | 1月上旬（全国会議） |
| ・産地確立交付金の都道府県別配分予定額の追加内報 | 2月頃 |
| ・産地確立交付金の要綱・要領（素案）の提示 | 2月頃 |
| ・要綱・要領、一問一答（正式版）の通知 | 4月上旬 |
| ・産地確立交付金の正式配分 | 4月上旬 |

6 その他

Q19 地域水田農業ビジョンは新たに作成する必要がありますか。また、見直しを行う場合、その方向や目標年度の設定等に対して指示がありますか。

A19 地域水田農業ビジョンは、地域で設定した目標の達成状況を踏まえ、毎年度、点検・見直しを行っているところであり、今回は既存のビジョンについて、新たな視点（食料自給率の向上など）を踏まえて、見直しを行う必要があります。
なお、ビジョンの見直すべき方向等については、今後、1月中に通知を行う予定です、意欲的な見直しについてお願ひします。

Q20 産地づくり交付金の減額ルールは、産地確立交付金においても変更ありませんか。

A20 産地確立交付金においても、減額ルールの変更はありません。

なお、水田農業構造改革対策実施要綱の別紙2に位置づけられた事業における優先配慮措置の具体的な取扱については、別途、公平性確保委員会で検討される予定です。

Q21 水田農業構造改革推進交付金はどうなりますか。また協議会運営費について、その取扱は変わりますか。

A21 水田農業構造改革推進交付金については、前年度と同額（4.2億円）が概算決定されたところであり、今後、従来の考え方を基本的に踏襲し、都道府県別配分を行う予定です。

なお、20年度における産地づくり交付金の活用残額は翌年度の産地確立交付金として原則活用できなくなりますが、協議会運営費について、地域における円滑な事務の執行を担保する観点から、21年度の産地確立交付金の概算払後の返還を条件に、一時前借金として活用が可能となるよう検討しているところです。

Q22 転作面積が拡大基調にある中、都道府県・地域協議会の事務が増加しているので、人件費など確認事務に係る経費の支援強化を図ってもらえませんか。

A22 これまでと同様、水田農業構造改革推進交付金や産地確立交付金の協議会運営費から捻出することになります。

なお、水田等有効活用促進指導費交付金として、新規需要米の生産コスト低減など新たな技術の導入に対する指導費が措置されたので、そちらも積極的に活用願います。

Q23 21年度からの産地確立交付金への移行に際し、20年度に計画した翌年度払いについてはどのようになりますか。

A23 基本的に、産地づくり交付金の考え方や手続きを踏襲することとしており、従来どおり対応することが可能となります。

Q24 16～18年度の産地づくり交付金における残余額の取扱はどのようになりますか。

A24 都道府県協議会で20年度に繰り越した、16～18年度の残余額（約52億円）については、21年度の産地確立交付金の一部（概算決定の内数）として活用する方向であり、次のとおり事務手続きを進める予定です。（別途公文書で通知予定）

- | | |
|--------------------------|------|
| ・ 残余額の事務手続きに係る通知 | 2月頃 |
| ・ 都道府県協議会の総会での承認、農政局へ報告 | 3月中旬 |
| ・ 農政局等における確認 | 3月下旬 |
| ・ 残余額をH21地域協議会助成事業へ繰入、繰越 | 3月末 |

Q25 昨年度、新需給調整システム定着交付金を活用し、都道府県別の需要量情報について、都道府県間調整を行ったところですが、21年度に向けての取扱はどのようになりますか。

A25 昨年度は、需要量情報（生産目標数量）の目標増加申出都道府県の交付金を減額（40千円/トン）するとともに、目標削減申出都道府県に新需給調整システム定着交付金を加算（110千円/トン）するという都道府県間調整を行ったところです。

21年度においては、更なる都道府県間調整の推進を図るため、

① 調整を行う都道府県間において、40千円/トン（20千円/10a相当）の交付を行うとともに、

② 都道府県間調整の一層の促進を図る観点から、

- ・ 都道府県が配分された米の生産目標数量を深堀りして、削減する計画を策定し、
- ・ 都道府県間調整が成立した場合、

合計で40千円/トン（20千円/10a相当）（それぞれ20千円/トン（10千円/10a））の交付を行うこととしています。

また、都道府県間調整の結果、作付拡大となる部分については、新対策により、35千円/10aを交付することとしています。

なお、国では、新需給調整システム定着交付金により、都道府県間調整に係る配分の調整を行うこととしていますが、都道府県協議会においては、水田農業構造改革対策実施要綱の別紙1の第8の1の（2）に基づき、新需給調整システム定着交付金及び地域協議会助成事業と融通することが可能となっています。

Q26 何故、地域協議会において、新たに内部監査実施規程を整備するのですか。

A26 産地づくり交付金は、都道府県協議会への資金造成事業であり、都道府県協議会に長期間、多額の資金が存在するため、会計処理規程に加え、内部監査実施規程を整備することとする一方、地域協議会では都道府県協議会からの助成金交付後、遅滞なく農業者等に助成金を交付することとなっているため、会計処理規程のみを整備することとしてきたところです。

しかし、近年、会計処理の適正化に向けた取組の必要性が一層高まっていることや、他事業における内部監査規程の整備に向けた状況等を踏まえ、産地確立交付金の創設に併せ、地域協議会においても、内部監査実施規程を整備することとしたところです。